

木戸ダム管理用水力発電事業
提案募集要項

令和2年9月

福島県

1 募集の趣旨

福島県（以下、「県」という。）では、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、賦存の水力エネルギーの有効活用による環境負荷の低減及びダム管理費の削減を図るため、木戸ダムに民間の持つ資金、経営能力、技術能力等を活用して、新たに発電設備を設置し、木戸ダム管理用水力発電事業（以下、「管理用水力発電事業」という。）を導入するものである。

本募集の目的は、県の管理用水力発電事業の推進に当たり、民間事業者の水力発電事業の技術力を生かした設計・施工、事業資金計画及び運転管理指針等に関する一括した提案（以下、「事業提案」という。）を公募し、最も優れていると考えられる提案を選定するものである。県は、最も優れた提案を行った提案者（以下、「優先交渉権者」という。）と契約の締結に向けた協議を行い、合意に至れば優先交渉権者と契約を締結し、本事業を実施することとする。

2 事業概要

事業の概要は次のとおりとする。

(1) 事業の名称

木戸ダム管理用水力発電事業

(2) 事業箇所

木戸ダム（福島県双葉郡楡葉町地内）

(3) 事業目的

事業者は、管理用水力発電設備等を導入し、再生可能エネルギーの推進を図るとともに、水力エネルギーの有効活用による環境負荷の低減及び、売電収入の一部をダム管理費に充当することで、ダム管理費の削減を図るものとする。

(4) 業務内容

事業者が行う業務の内容は、以下のとおりとする。

ア 管理用水力発電設備等に関する調査設計、施工、施工監理及びその関連業務

事業者は、事業提案を基に設計・施工した管理用水力発電設備を導入するものとする。

なお、管理用水力発電設備の仕様は、関係各種法令を遵守するものとし、かつ既得取水の安定化・河川環境の保全等の放流及び上水・工水供給のための放流、常時満水位維持のための放流に従属するものとする。

イ 管理用水力発電設備等の運転(売電を含む)及び維持管理業務

事業者は、県との契約期間内において、自らの責任で管理用水力発電設備の運転・維持管理を行うものとする。

ウ 送電設備の設置及び維持管理業務

事業者は、管理用水力発電事業に必要な送電設備を設置するとともに、県との契約期間内において、適正に維持管理を行うものとする。

エ 発電量、使用水量等の計測業務

事業者は、管理用水力発電設備において適切な計測により、発電量、使用水量等の管

理を行うものとする。

オ 売電期間終了後の管理用水力発電設備等の取扱業務

事業者は、送電線を含めた管理用水力発電設備等の所有権を無償で県に譲渡することを前提とする。この場合、譲渡前に管理用水力発電設備のオーバーホールを実施することとする。

ただし、県が所有権の譲渡を受けないと判断（売電終了の1年前までに判断予定）した場合には、事業者は自らの費用により管理用水力発電設備等の撤去を行うものとする。

カ その他の業務

本事業提案に関連する全ての手続き業務及びその関連業務

(5) 契約期間

事業者の提案における契約期間については、契約から発電開始までの期間、売電期間（最長20年間）、及び発電設備のオーバーホール又は撤去に要する期間を含めることとする。

(6) 事業の工程

事業工程は下記のとおりとする。

ア 優先交渉権者の選定	令和3年1月下旬
イ 福島県への電力会社との契約の意思報告	令和4年2月末まで
ウ 福島県との契約の締結	令和4年3月末まで
エ 設計・工事・試験運転調整期間	契約締結日～
オ 発電開始期日	令和6年度中（協議による）

3 応募条件

(1) 応募者

ア 応募者は、県が管理・運用する管理用水力発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有する単独事業者あるいは複数事業者のグループ（以下、「グループ」という。）とする。

イ 応募者は、過去20年間に以下の本事業と同種または類似の事業の実績を有する者であること。あるいは、現在、それに着手していること。

なお、グループの場合は、構成員のいずれかが実績を有していればよい。

同種（類似）事業とは次のことをいう。

① 同種事業：ダム（※1）における水力発電設備の工事

② 類似事業：ダム以外の水力発電設備の工事

※1：ダムとは堤高15m以上のものをいう。

ウ 応募者は、以下に示す業務分担を明確にすること。

① 総括業務：県との契約等諸手続き（対応窓口業務）を行い事業遂行の責を負う。

② 調査設計業務：調査設計に関する業務及び施工監理に関する業務を実施する。

③ 建設業務：管理用水力発電設備等の建設に関する業務を実施する。

④ 運転・維持管理業務：管理用水力発電設備等の運転、維持管理に関する業務を実施する。

⑤ その他業務：①～④以外の金融、燃料供給等に関する業務を各々実施する。

エ グループで応募する場合は、以下によること。

① グループの代表者を1者選定すること。

② グループの構成員を全て明らかにし、3(1)ウに示す各々の業務分担を明確にすること。

③ グループの代表者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行うこと。

④ 県との契約締結時までには構成員同士が適正な契約を締結し、その契約内容について事前に県の承諾を得ること。

(2) 応募者の資格

応募者は、以下の業務において記載の資格要件を全て満たすこととする。

なお、グループの場合は、構成員の一部がいずれかの業務を担い、全構成員にて全ての資格要件を満たすこととする。

ア 調査設計業務については、技術士法(昭和58年法律第25号)に定められた技術士(建設、電気電子、機械のいずれか)の資格者を配置すること。

イ 建設業務については、建設業法第3条第1項の規定に基づき、提案内容により必要となる項目の建設業の許可を受けた者であること。なお、建設業法第26条に基づき、主任技術者又は監理技術者を選任すること。

また、第1種ダム水路主任技術者を確保し、かつ第3種以上の電気主任技術者を配置すること。

ウ 運転・維持管理業務については、第1種ダム水路主任技術者を確保し、かつ第3種以上の電気主任技術者を配置すること。

エ その他、事業提案により必要な資格保有者等については、応募者が確保すること。

(3) 応募資格の制限

次に掲げる者は、応募者又はその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

イ 本事業の募集公告の日から審査結果公表の日までの期間に、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加資格制限を受けている者。

ウ 本事業の募集公告の日から審査結果公表の日までの期間に、建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、手続き開始の決定を受けた後に、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領により入札参加資格の再認定を受けていない者。

- オ 県税（地方消費税を含む）に未納がある者。
 - カ 県外に主たる営業所を有する者にあつては法人税又は消費税に未納がある者。
- (4) 応募に関する留意事項
- ア 費用負担
応募に関して必要な費用は、全て応募者の負担とする。
 - イ 提出書類の取り扱い・著作権
提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、原則として提出書類の返却はしない。また、県は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らすことはない。
なお、契約締結に至った応募者の提出した書類の著作権に関しては、契約締結時点で県に帰属するものとする。
 - ウ 特許権等
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負うものとする。
 - エ 県からの提示資料の取扱い
県が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
 - オ 応募者の複数提案の禁止
応募者は、1つの提案しか行うことができない。
 - カ 複数応募者の構成員となることの禁止
応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。
 - キ 構成員、提出書類の変更禁止
応募者の構成員の変更及び提出書類の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県と協議を行い、県がこれを認めたときはこの限りではない。
 - ク 虚偽の記載の禁止
参加表明書又は事業提案書に虚偽の記載がなされた場合は、当該参加表明書又は事業提案書は無効とする。
 - ケ 事業提案の提出後において、特定目的会社等を設立することも可能とする。ただし、設立内容に関しては、県と協議した上で承諾を得ること。

4 事業者選定の流れ

- (1) 応募者
「3 応募条件」で定める応募資格要件を満たす者とする。
- (2) 応募資格要件の確認及び提案要請
県は、参加表明をした者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。
- (3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

木戸ダム管理用水力発電事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提案の中から最優秀提案1件及び優秀提案1件を選定する。

(4) 詳細協議

最優秀提案を行った提案者は、優先交渉権者となり、以後の詳細な事業実施計画書（最終提案）の作成及び契約書の作成に関する諸条件について、県と詳細協議を進める。

(5) 事業者の決定

県は優先交渉権者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

なお、優先交渉権者との協議が整わない場合、県は、優秀提案を行った者を優先交渉権者として詳細協議を行う。その場合、県との契約締結期限は、当初の優先交渉権者の選定日以降、協議に要した期間分を、当初の契約締結期限から延長することとする。

(6) 事務局

本事業提案の募集に係る事務局は、次のとおりとする。

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16

福島県土木部 河川整備課

TEL:024-521-7487 FAX:024-521-7952

E-mail: kasenseibi@pref.fukushima.lg.jp

(7) 事業提案募集の日程

事業提案の募集及び優先交渉権者等の選定は、次の日程(予定)で行う。

No.	項目	期間等
1	事業提案募集の公告	R2.09.01(火)
2	募集要項の配布	R2.09.01(火) ～ R2.09.29(火)
3	募集要項に関する質問受付	R2.09.01(火) ～ R2.09.07(月)
4	質問の回答	R2.09.14(月)
5	参加表明書及び審査確認書類の受付	R2.09.01(火) ～ R2.09.29(火)
6	参加資格確認結果及び提案要請書の送付	R2.10.13(火)
7	現場説明会	R2.10.15(木) ～ R2.10.16(金) うちのいずれかの1日
8	質問の受付	R2.10.16(金) ～ R2.10.21(水)
9	質問の回答	R2.10.28(水)
10	提案書の受付	R2.10.14(水) ～ R2.11.20(金)
11	審査(ヒアリング・提案者のプレゼンテーション)	R2.11.26(木) ～ R2.11.30(月) うちのいずれかの1日
12	選定の結果通知・公表	R3.01.26(火)

※受付の期間は、土曜日、日曜日、祝日を除く。

(8) 事業提案募集の手続き

ア 募集要項に対する質問

本要項に関する質問は、次により行う。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）により、1問につき質問書1枚を使用し、複数の質問がある場合には、様式をコピーして使用すること。なお、電話、口頭によることは不可とし、E-mail、持参、又は郵送により提出するものとする。郵送の場合は一般書留又は簡易書留いずれかの方法により行うこととし、受付期間を過ぎたものは無効とする。E-mailによる提出にあつては、着信を電話にて確認することとし、未着の場合の責任は応募者に属するものとする。

② 受付期間

令和2年9月1日(火)～令和2年9月7日(月) [必着]

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

③ 提出先

4(6)の事務局

④ 回答

令和2年9月14日(月)に、福島県土木部河川整備課ホームページで公表する。

(9) 参加表明書及び審査確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び必要書類を持参又は郵送で提出する。

なお、郵送の場合は一般書留又は簡易書留いずれかの方法により行うこととし、受付期間を過ぎたものは無効とする。

ア 受付期間

令和2年9月1日(火)～令和2年9月29日(火) [必着]

(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

イ 提出先

4(6)の事務局

ウ 提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを9部提出すること。(別表提出書類一覧表参照)

- ① 参加表明書(様式第2号)
- ② グループ構成表(様式第3号)
- ③ 商業登記簿謄本(受付日前3ヶ月以内に発行されたもの、写し可)
- ④ 納税証明書(最新決算年度のもの、写し可)
- ⑤ 財務諸表(最新決算年度のもの、写し可)
- ⑥ 応募者状況表等概要(様式第4号の1～様式4号の3)
- ⑦ 特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書(写し可)
- ⑧ 水力発電設備事業及び類似事業実績一覧表(様式第5号)
- ⑨ 事業に必要な当該資格証明書等の写し
- ⑩ 監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し

エ 提出書類の作成方法

- ① 参加表明書(様式第2号)

グループで参加の場合は、代表者名で作成し提出すること。

- ② グループ構成表(様式第3号)

応募者は構成員を全て明らかにし、各々の業務分担(事業、調査設計、建設、運転・維持管理等)を明確にすること。

- ③ 商業登記簿謄本
現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヶ月以内に発行されたものを綴じたもの。(写し可)
- ④ 納税証明書
県内事業者の場合は、県税全税目納税証明書(県提出用)と消費税及び地方消費税納税証明書(税務署様式)を各1通ずつ綴じたものとする。なお、県外事業者については、福島県に納税義務を有する場合は、県税全税目納税証明書(県提出用)と法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(税務署様式)を、福島県に納税義務がない場合は、法人税、消費税及び地方消費税納税証明書(税務署様式)を各1通ずつ綴じたものとする。(写し可)
- ⑤ 財務諸表
最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分(損失処理)計算書等の財務諸表を綴じたもの。(写し可)
- ⑥ 応募者概要
応募者の現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものの。
(ア) 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数等(書式自由)
(イ) 応募者状況表 (様式第4号の1)
(ウ) 有資格技術職員内訳表 (様式第4号の2)
(エ) 各業務の責任者業務実績表 (様式第4号の3)
- ⑦ 特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書
建設業法第3条第1項に規定する特定建設業の許可通知書の写し又は許可証明書(写し可)を提出すること。
- ⑧ 水力発電設備事業及び類似事業実績一覧表(様式第5号)
様式に従い、以下の項目を網羅した事業実績表を提出すること。
(ア) 事業件名: 契約書上の正確な名称を記載すること
(イ) 発注者: 発注者名を記入すること
(ウ) 受注形態: 単独又はグループの別とすること
(エ) 契約金額: 消費税相当額を含む金額の総額を記入すること(単位千円)
(オ) 契約年月日: 契約締結日を記入すること
(カ) 契約期間: 契約始期及び終期を記入すること
(キ) 主な契約内容: 管理用水力発電設備の規格、場所、工事内容に係る契約の内容などを記入すること。
- ⑨ 事業に必要な当該資格証明書等の写し
第1種ダム水路主任技術者、第3種以上の電気主任技術者、その他事業に必要な有資格技術職員のうち各代表1名分の資格証明書等の写しを提出すること。
- ⑩ 監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写し

建設業務会社において監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の写しを提出すること。

(10) 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格確認の結果は、令和2年10月13日（火）に県から応募者（代表者）宛てに通知する。

参加資格が確認された場合には、併せて提案要請書を送付する。なお、資格確認の基準日は、令和2年9月29日（火）とする。

(11) 現場説明会

県が提案要請を行った応募者を対象に、以下により現場説明会を実施する。

ア 日時 令和2年10月15日（木）～令和2年10月16日（金）のいずれかの日を指定する。

イ 場所 木戸ダム（福島県双葉郡檜葉町）

ウ 内容 現地視察及び説明

エ 質問の方法

(8)ア①と同様とする。

オ 質問の受付期間

現場説明会の参加者を対象に質問を受け付ける。

令和2年10月16日（金）～令和2年10月21日（水）[必着]

（土曜日、日曜日を除く）

午前10時から12時及び午後1時から4時まで

カ 質問の回答

令和2年10月28日（水）に福島県土木部河川整備課ホームページで公表する。

キ その他

ダム管理上の図書類の閲覧は可能であるが、貸し出しおよび複写の依頼等は一切受け付けない。なお、その他詳細については、提案要請書と併せて通知する。

(12) 事業提案書の提出

提案要請書の送付を受けた応募者は、現場説明会の調査結果及び県が提供する「9 配付資料」に示す資料に基づき、提案の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は一般書留又は簡易書留いずれかの方法により行うこととし、受付期間を過ぎたものは無効とする。

ア 受付期間 令和2年10月14日（水）～令和2年11月20日（金）[必着]

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前10時から12時まで及び午後1時から4時まで

イ 提出先 4(6)の事務局

ウ 提出書類

「8 事業提案提出書類・作成要領」による

(13) 参加を辞退する場合

提案要請書の送付を受けた応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日までに提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送で提出すること。

5 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

審査委員会は、別添1の「木戸ダム管理用水力発電事業提案審査評価基準」に基づき、総合的に事業提案の審査を行う。

(2) 審査の流れ

事業提案の審査については、以下の要領で行う。

ア 応募者からの提案書類を基に、企業の実績、事業実施指針及び手法、地域貢献等から、提案内容を審査する。

イ 応募者は審査者等に提案内容についてプレゼンテーションを行うこととし、終了後に審査者は、応募者にヒアリングを行う。プレゼンテーションは1応募者あたり15分以内で行うものとする。

ウ 上記の審査結果に従い、総合得点の最も高い提案者を最優秀提案者とし、優先交渉権者となる。また、次点の者を優秀提案者とし、最優秀提案者と協議が整わない場合は、優秀提案者が優先交渉権者となる。

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は文書で通知することとし、電話等による問い合わせには応じない。なお、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）以内に、書面により、福島県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

ウ 審査結果は、福島県土木部河川整備課のホームページで公表する。公表内容は最優秀提案者及び優秀提案者の代表者名とする。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

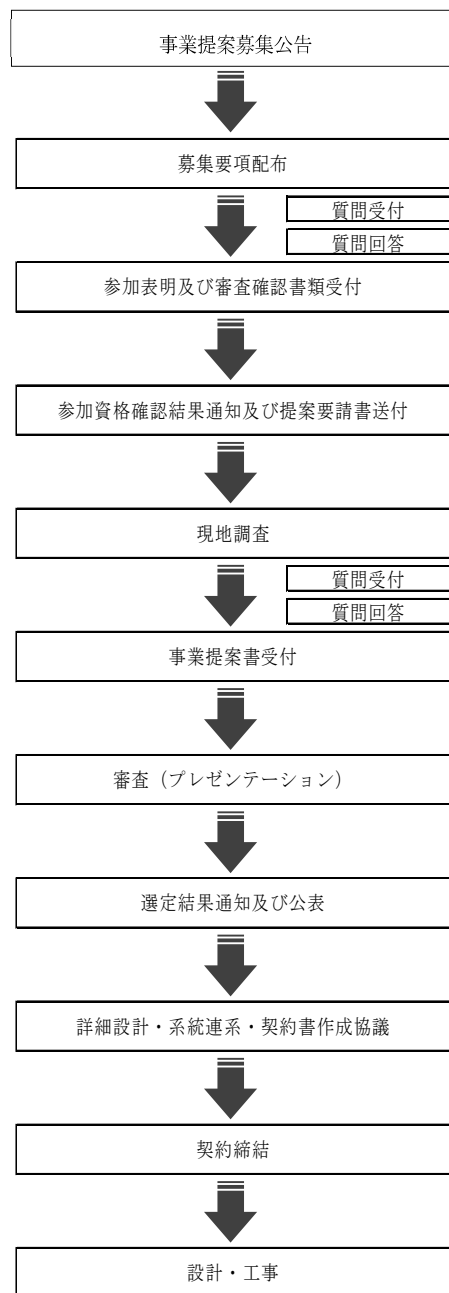
ア 提出期限内に、提出書類が提出されなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公正性に影響を与える行為があった場合

エ その他、本募集要項に違反すると認められる場合

【参考】提案募集から工事までの予定



6 提示条件

応募者は、以下に提示する条件を踏まえて、事業提案の提出書類を作成すること。

(1) 事業の遂行

ア 契約後に管理用水力発電設備等（試運転調整を含む。）を完成させ、令和6年度中までに発電を開始すること。ただし、やむを得ない事情（電力会社が行う送電線工事の工程等の外的要因）により開始時期が遅延する場合は、県との協議により開始時期を定める。

イ 「2 事業概要 (4) 業務内容」に示す業務を確実に行うこと。

(2) 事業資金計画

事業者は、提案する水力発電設備等に要する費用（設計・工事等）の全額を負担する。

また、契約期間内において、売電収入の一部（契約期間中固定額）を県のダム管理費に充当することで、ダム管理費の削減を図るものとする。

なお、県のダム管理費に充当する金額（年額）は、2,500万円以上とする。（木戸ダム年間管理費約5,000万円の2分の1相当の額）

(3) 制度上の措置等

ア 県は、事業者に対し、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の特段の支援・優遇措置を行わないものとする。

イ 県は、事業者に対する補助、出資等の支援は行わないものとする。

(4) 設計・施工に関する事項

ア 「9 配付資料」に記載した資料を参考に、事業提案にダムに係る設備概要、管理用水力発電設備等設置手法と管理用水力発電設備による発電規格・性能、売電額及び計測方法等を示す事業提案書を作成すること。

イ 事業提案の内容が、次の条件を必ず満足するものであること。

- ① ダムの管理及び運用に支障を来さないこと。
- ② 分岐管には分岐部から水車までの間にゲートを設置し、発電所が運用停止になった場合でも、既得取水の安定化・河川環境の保全等の放流が行える構造とすること。
- ③ 発電に使用する水は、既得取水の安定化・河川環境の保全等の放流及び上水・工水供給のための放流、常時満水位維持のための放流に従属すること。
- ④ 貯水位が常時満水位以下である場合は、ダム管理者からの指示による放流に従属すること。
- ⑤ 管理用水力発電設備等を導入して得られた電力量については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）」による固定価格買取制度（FIT）を活用して電気事業者へ売電すること。
- ⑥ 地域貢献及び技術提案に関する独自の取り組みがある場合、資金計画を含め具体的に記載すること。なお、提案数に制限は設けない。

例1) 事業者の利益の一部を地域活性化に資する事業に活用する独自の提案

例2) 再生可能エネルギー、水力発電の推進に関する独自の提案

例3) 福島県の復旧・復興に関する独自の提案

例4) 施工の合理化、工期短縮に関する独自の提案

例5) その他、独自の提案

(5) 電力会社が保有する送電線との系統連系

電力会社が保有する送電線との系統連系に関する電気事業者への契約申込み等は、優先交渉権者が行うこととする。また、送電設備に係る調査設計、施工、維持管理及び関連する手続きについても行うこととする。

(6) 運転及び維持管理に関する事項

ア 運転・維持管理指針の提示

事業者は、管理用水力発電設備等に関する最適な「運転・維持管理指針」を作成し、県の承認を受けること。事業者及び県は、その運転・維持管理指針に基づき、原則として管理用水力発電設備に関しては事業者が、既存設備に関しては県がそれぞれ運転管理を行うものとする。

イ 管理用水力発電設備等の維持管理

事業者は、県に管理用水力発電設備等の維持管理計画書を提出し承諾を受け、管理用水力発電設備等の維持管理を自らの責任と負担で行う。また、事業者は管理用水力発電設備等の維持管理状況について、毎年度、指定期日までに県に報告しなければならない。なお、その維持管理が計画通りでなく、又は不十分であるときは、県は事業者に対し必要な改善、補修等を命ずることができる。

ウ 行政財産の使用

管理用水力発電設備等の設置に伴い、河川関係の行政財産の使用許可手続きが必要な場合、県は所定の使用料の支払いを免除する。また、道路関係、その他の行政財産の使用許可手続きが必要な場合は、詳細協議の際に別途定める。

なお、水利使用料、木戸ダム建設に係る管理費用の費用負担は事業者に発生しない。

(7) 計測に関する事項

ア 計測方法

事業者は、提案により示した管理用水力発電設備の発電量を把握するため、適切な計測方法を県に提示し承諾を受け、契約期間中において、管理用水力発電設備による発電量の計測を行う。

イ 計測結果の報告

事業者は、計測結果を毎年度県に報告し、県はこれを確認する。

なお、報告時期については、県との協議による。

ウ 報告の疑義への対応等

事業者による計測結果の報告に疑義がある場合、県は、第三者に依頼して計測・検証を行うことができる。なお、検証にかかる費用は、事業者負担とする。この結果が、事業者によるものと著しく乖離するときは、事業者は新たな計測手法を県に提示し、県と協議を行い、合意する必要がある。

(8) 事業実施計画書の作成

優先交渉権者は、詳細協議終了後、事業提案に基づき事業実施計画書（最終提案書）を

作成する。

7 事業の実施に関する事項

(1) 誠実な業務執行義務

事業者は、事業実施計画書、募集要項、配付資料及び契約書に基づく諸条件に従って、誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 契約期間中の県と事業者の関わり

業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、県と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(3) 県と事業者との責任分担

ア 基本的考え方

事業者が経営力、技術力を最大限に発揮して計画した事業提案は、事業者を選定した最大の根拠であり、信頼性のあるものでなければならない。このため、事業提案が達成できないことによる損失は、原則として事業者が負担しなければならない。ただし、異常気象や施設の運営状況の大幅な変動等、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、事業者が合理的な根拠を示した申し出を行うことにより、別途協議を行うことができる。

イ 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、原則として別添2の「管理用水力発電事業の予想されるリスクと責任分担」（以下、「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で事業提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事案が発生した場合には、別途協議するものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

県と事業者は、契約書において事業の継続が困難となった場合を想定し、その事由毎に責任の所在と対応方法を定める。

8 事業提案提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを10部提出すること。

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ア 提案書提出届 | (様式第7号) |
| イ 技術提案書 | (様式第10号の1～第10号の3) |
| ウ 事業資金計画書 | (様式第11号の1～第11号の4) |
| エ 維持管理等提案書 | (様式第12号の1～第12号の4) |
| オ 地域貢献 | (様式第13号) |
| カ 管理用水力発電設備等の設置計画図 | (様式第14号) |

(2) 作成要領

ア 一般的事項

- ① 使用言語は、日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法に定めるものとし、全て横書きとする。なお、原則として、フォントはMS明朝体 10.5 ポイントで統一すること。
- ② 各提案書には、各ページの下中央に符号と通し番号を付すとともに、右下に県が送付する提案要請書に記載されている提案要請番号を記載すること。
(※①、②については、提出書類の体裁(様式第9号)を参照)
- ③ 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示は一切付してはならない。
- ④ 提案書提出届(様式第7号)により提出書類の構成を示した上で、各提出書類に事業提案書表紙(様式第8号)をそれぞれ付し、A4縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。

イ 技術提案書

- ① 事業内容(様式第10号の1)
詳細検討に基づき、管理用水力発電設備等の内容、発電量、使用水量、売電予定額から投資の償却及びダム管理費等に充当する金額(毎年度固定額とする)等をA4版3枚以内で記載することとし、図表の使用も可とする。なお、管理用水力発電設備等の位置等については、様式第14号に記載すること。
- ② 工事中の対応(様式第10号の2)
工事施工にあたり、既施設及びダム運用への配慮に関する事項、安全管理、工程管理、出来形管理及び品質管理に関する事項、環境への配慮等において特に重要と判断する事項について、A4版3枚以内で記載すること。
- ③ 契約終了時の対応(様式第10号の3)
契約終了時の対応について、管理用水力発電設備のオーバーホール実施内容、送電線設備を含めた管理用水力発電設備等の所有権を無償で県に譲渡するところを前提とした取り扱いに関する内容、及び県が所有権の譲渡を受けないと判断した際の撤去方法等に関する内容をA4版1枚以内で記載すること

ウ 事業資金計画書

- ① 事業収支計画書(様式第11号の1)
契約期間中における、事業全体に関する収支計画について作成すること。用紙はA3版横書きとする。
- ② 事業者収支計画書(様式第11号の2)
契約期間中の事業収支(事業者分)について作成すること。なお、契約終了時の管理用水力発電設備等の取り扱いについては、簿価並びに撤去費用を考慮しない方法で計算することとする。用紙はA3版横書きとする。
- ③ 資金計画書(様式第11号の3)
資金調達に関する考え方、外部借入の内訳、金利設定、その他資金調達手法として検討している事項を記入すること。
- ④ 工事予算等経費計画書(様式第11号の4)

初期投資に係る費用について記載すること。なお、送電への系統連系に係る電気事業者への契約申込み等は、優先交渉権者が行うこととするが、送電線設備建設に要する費用(系統連系に関する費用、建設に必要な調査設計等の費用を含む)についても記載すること。

エ 維持管理等提案書

① 維持管理計画書(様式第12号の1)

(ア) 維持管理計画

管理用水力発電設備等の維持管理業務に関する計画内容、及び管理用水力発電設備等の定期的な点検補修計画等について記載すること。また、送電線設備の維持管理費についても記載すること。併せて、コスト削減で工夫していることがあれば記載すること。用紙はA4版2枚以内とする。

(イ) 維持管理費見積書

毎年要する費用、及びその算定根拠について示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

② 計測方法計画書(様式第12号の2)

(ア) 発電量及び使用水量の計測方法

管理用水力発電設備による発電量及び使用水量の適切な計測方法について、A4版1枚以内で記載すること。

(イ) 計測費見積書

毎年要する費用、及びその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③ 運転管理指針計画書(様式第12号の3)

(ア) 運転管理方針

管理用水力発電設備、及び県の既存設備に関する適切な運転管理方法、それに伴う管理体制や設備、事業者と県の役割について、記載すること。また、コスト削減等の工夫していることがあれば併せて記載すること。用紙はA4版2枚以内で記載すること。

(イ) 運転管理費見積書

毎年要する費用とその算定根拠について示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

④ 緊急時対応提案書(様式第12号の4)

提案内容の安全性、信頼性、災害を含む緊急時対応方法について、A4版1枚以内で記載すること。

オ 地域貢献(様式第13号)

地域貢献及び技術提案に関する独自の取り組みがある場合、資金計画を含め具体的に記載すること。なお、提案数に制限は設けない。

カ 管理用水力発電設備等の設置計画図(様式第14号)

提案する主要機器等を含む管理用水力発電設備等の設置箇所図、導水管の設置箇所、

分岐箇所バルブ等の設置箇所、及び有効落差等について示すこと。書式の仕様は自由とする。なお、放流先は減勢池または減勢池の直下流部とする。ただし、施工上やむを得ない場合を除き、原則として減勢池は満水状態を維持すること。

9 配付資料

提案要請書と併せて応募者に配付する資料は、次のとおりとする。

- (1) 木戸ダムの工事誌（概要、平面図・縦断・標準横断図、放流設備、管理設備、他）
- (2) 木戸ダムの貯水位、流入量、放流量に関するデータ（平成 27 年から令和元年の年報）

10 契約に関する事項

- (1) 県との契約の条件

ア 優先交渉権者は、電力会社が保有する送電線との系統連系に関する協議を実施し、令和 4 年 2 月末までに経済産業省の固定価格買取制度(FIT)の認定申請に必要となる電力会社の接続同意を得ること。

イ 優先交渉権者は、電力会社の接続同意を受けて、令和 4 年 2 月末までに電力会社との契約の意思を県へ報告すること。

ウ 福島県との契約の締結を令和 4 年 3 月末までに行うこと。なお、期限までに契約の締結ができない場合は、優先交渉権者の権利を失うものとする。

- (2) 契約の概要

本募集要項及び事業実施計画書に基づき、事業者が遂行すべき設計、工事及び運転・維持管理に関する業務内容や保証金額、支払方法などを定めるものとする。また、県と事業者の役割、責任及び遵守事項を明確化し、相互の確認事項や方法及び時期等について明記すること。

なお、本契約に至るまでに要する費用（系統連系協議費用等）は、事業者が全て負担すること。

- (3) その他

新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、当事者双方の責めに帰することができない事由によって関係者間の協議が不能となった場合は、県はあらかじめ契約締結期限を指定することとする。

11 用語等の定義

本募集要項で使用する用語の解釈は、次のとおりとする。

- (1) 応募者

本募集要項に基づき参加表明を行い、応募資格要件を満たすことが確認され、県から提案要請を受けた事業者。

- (2) 優先交渉権者

事業提案審査の結果、最優秀提案者となり、契約の締結へ向けて県と協議を行う優先交渉権を有する応募者。

- (3) 事業者
県と契約を締結し、本事業を実施する者。
- (4) 契約
県と事業者が締結する民間資金の活用による契約であり、県の支出は行わない。
- (5) 事業提案
管理用水力発電設備等の設計・施工、事業資金計画、運転管理指針及び維持管理等に関する包括的な提案。
- (6) 管理用水力発電設備
事業者が、県と結ぶ契約に基づき、設計・施工した管理用水力発電設備(管路等周辺設備等含む)。
- (7) 送電線設備
事業者が、県と結ぶ契約に基づき、設計・施工した送電線設備。
- (8) 管理用水力発電設備等
管理用水力発電設備、送電線設備を含む設備等。
- (9) 発電期間
管理用水力発電設備の運転管理及び維持管理、管理用水力発電で得られる電力量の売電、発電量を把握するための計測等を含む期間。